

インボイス制度への対応について

洞爺湖町上下水道課のインボイス制度への対応

令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。洞爺湖町上下水道課（水道事業・簡易水道事業・公共下水道事業）は、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の適用を受けます。

適格請求書発行事業者登録番号

洞爺湖町水道事業	T6800020004935
洞爺湖町簡易水道事業	T2800020006118
洞爺湖町公共下水道事業	T3800020006117

水道料金等の適格請求書

令和5年10月請求分からの水道料金等について、検針時に交付する「上下水道使用水量のお知らせ」等に適格請求書発行事業者登録番号、適用税率及び消費税額の記載を追加し、適格請求書として発行します。

洞爺湖町上下水道課への請求についてお願い

適格請求書発行事業者の適用を受ける事業者様におかれましては、令和5年10月1日以降、洞爺湖町上下水道課に対し請求書等を提出される場合は、インボイス制度の要件を満たす適格請求書を提出いただきますようお願いいたします。

インボイス制度の詳細は国税庁の特設サイトをご覧ください。